

旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者（児）の日常生活に欠かせないサービスを提供している障害福祉サービス等事業者に対して、障害福祉サービス等事業所における定期的なPCR検査費用、感染症防護用品の購入費用等の一部を補助することで、障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延防止のための継続的な感染防止対策を支援するため、障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金（以下「感染症対策支援金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症対策支援金 障害福祉サービス等事業所における感染症対策のためにかかり増した経費に対して、市が支給する支援金をいう。
- (2) 障害福祉サービス等事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービスを提供する指定事業者等並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する福祉有償運送を提供するNPO法人等の事業者をいう。

(対象経費)

第3条 この感染症対策支援金の対象経費は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間において支払が完了している又は完了する、新型コロナウイルス感染症対策のためのかかり増し経費のうち、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項に規定する対象経費は、他の事業等における補助を受けていないものとする。ただし、他の補助を受けているものであっても、自己負担が生じているものについては、当該自己負担分を上限として、対象経費とすることができる。

(支給の対象)

第4条 感染症対策支援金の支給の対象となる障害福祉サービス等事業者は、令和4年4月1日時点において、旭川市内に別表2に定める事業所を有する又は同月2日から同年6月30日までの間に同事業所を開設し、令和4年8月31日までの間において当該事業所を廃止又は休止する予定がないものとする。

- 2 一の法人において、複数の事業所を有している場合は、原則として、当該複数の事業所分を一括して支給するものとする。

(感染症対策支援金の支給額及び回数)

第5条 感染症対策支援金の支給額は、事業所種別及び利用者数の区分に応じ、別表3に

定める額とし、1事業所当たりの交付回数は1回限りとする。

- 2 前項の利用者数については、令和4年4月の利用者数をもって算定するものとする。ただし、令和4年4月の利用者数が同年5月から7月までの間における1月間の利用者数と比較して著しく少ない等、特段の理由がある場合においては、理由書（任意様式）を添付し、令和4年5月から7月までにおける任意の1月の利用者数をもって算定を行うことができるものとする。

（申請期限）

第6条 申請期限は、令和4年8月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたときは、申請期限を延長することができる。

（感染症対策支援金の支給申請等）

第7条 感染症対策支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金支給申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2。以下「申請書」という。）、口座振込申出書（様式第2号）及び利用実績集計表（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 郵送による申請は、消印の日が前条に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（支給の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その支給の可否を決定し、旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金支給決定通知書（様式第4号）又は旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金支給却下通知書（様式第5号）を申請者に対し、交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定された事業者（以下「支給決定事業者」という。）に対し、口座振込により感染症対策支援金を支給する。

（実績報告）

第9条 支給決定事業者は、令和5年2月10日までに、感染症対策支援金の活用状況について、旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金実績報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（受給の辞退とみなす事項）

第10条 市長が第8条第1項の規定による支給決定を行った後において、申請書の不備に伴う振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が支給決定事業者に対する連絡・確認に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに不備が解消されず、支給ができなかったとき、その他支給決定事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、感染症対策支援金の受給を辞退したものとみなす。

(無効となる申請)

第11条 一の申請者が、同一の事業所及び事業所種別で感染症対策支援金を2回以上申請したときは、当該2回目以降の申請を無効とする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、第3条に定める事業所ごとの経費の実支出額が当該事業所の支給決定額を下回った場合には、その差額について返還させるものとする。この場合において、市長は、支給決定事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、支給決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した感染症対策支援金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により感染症対策支援金の支給を受けたとき。
- (2) 感染症対策支援金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の保管)

第14条 支給決定事業者は、感染症対策支援金の使途に関する領収書等の支出証拠書類について、感染症対策支援金の支給を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しなくてはならない。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、感染症対策支援金の支給又は使途に関して、支給決定事業者に報告を求め、又は支出証拠書類その他挙証資料の検査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、感染症対策支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

かかり増し経費一覧

項目	摘要（例）
衛生用品、防護用品等の物品購入	マスク、手袋、防護衣、消毒液等
施設、設備の整備（改修・新規設置）に要する経費	換気設備の改修、パーティション等の設置等感染症対策に有効と判断される改修や設備の設置に要する費用
感染症検査費用	PCR検査費用、抗原キット購入費用等
感染性廃棄物処理費用	感染性廃棄物の処理に係る費用
消毒、清掃費用	感染者又は濃厚接触者に対応した場合の消毒、清掃費用
外部専門家等による研修実施、研修受講に要する経費	感染症対策に係る研修の実施、受講に要する費用（講師謝金、旅費、会場費等）
追加的人件費	危険手当、消毒作業等の超過勤務手当等
その他感染症対策に要した費用	

備考

- 1 この表に定める経費のうち、感染症対策支援金の対象となる経費については、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支払を完了又は完了予定であること。
- 2 感染症対策支援金の対象とした経費については、他の事業等における補助を受けていないこと。ただし、他の補助を受けているものであって、自己負担が生じているものについては、自己負担分について、当該経費とすることができる。

別表2 (第4条関係)

事業所種別一覧

区分	入所施設	その他(訪問系, 通所系など)		
	様式第1号の1により申請する事業所		様式第1号の2により申請する事業所	
法令	障害者総合支援法	障害者総合支援法 道路運送法	児童福祉法 障害者総合支援法 道路運送法	
事業所種別	①障害者支援施設 ②療養介護 ③共同生活援助 ④宿泊型自立訓練 ⑤短期入所(単独型)	(訪問系) ①居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 ②移動支援	(訪問系) ①居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 ②移動支援	
		(通所系) ①生活介護 ②自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ③就労移行支援 ④就労継続支援(A型・B型) ⑤就労定着支援 ⑥地域活動支援センター ⑦日中一時支援	(通所系) ①児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス ②日中一時支援	
		(相談系) ①計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 ②自立生活援助	(相談系) ①障害児相談支援	
		(その他) ①福祉有償運送	(その他) ①福祉有償運送	

別表3 (第5条関係)

感染症対策支援金の支給額

1日当たり平均利用者数	入所施設	その他(訪問系, 通所系など)
20人以下	200,000円	80,000円
21~60人	400,000円	160,000円
61人以上	600,000円	240,000円

備考

1 この表に定める1日当たり平均利用者数の算定は、次のとおりとする。

① 令和4年4月の総利用者数を事業所営業日で割り返し算定する事業所 計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援, 自立生活援助, 障害児相談支援
② 令和4年4月の日々の利用者数の合計数を事業所営業日で割り返し算定する事業所 ①に該当しない事業所・施設(療養介護は夜間の介護も行っている者を利用者数とする。)

2 障害福祉サービス及び介護保険の双方によるサービス提供を行っている事業所は、障害福祉サービスとして提供した利用者のみを利用者数として算定するものとする。

3 障害者総合支援法の指定を受けている事業所については、指定事業所ごとに算定し、様式第1号の1、児童福祉法の指定を受けている事業所は、様式第1号の2を提出することを基本とする。

4 事業所は、次の場合を除き、指定事業所ごとに感染症対策支援金の額を算定するものとする。

① 同一事業所において、異なる種別の事業を一体的に実施している事業所は、1事業所として算定するものとする。
・ 障害者支援施設に併設している短期入所は、障害者支援施設に利用者数を含め、1施設として算定するものとする。
・ 空床利用による短期入所は、本体施設に利用者数を含め、1施設として算定するものとする。
・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定するものとする。
・ 計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定するものとする。
・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定するものとする。
・ 移動支援及び日中一時支援は、利用者数を本体事業に含め、1事業所として算定するものとする。
・ 一体型や多機能型による指定を受けている場合、1事業所として算定するものとする。
② 従たる事業所については、主たる事業所に利用者を含め、1事業所として算定するものとする。